

プロジェクト 金融商品：一般ヘッジ

項目 改訂 IFRS 第 9 号（一般ヘッジ）の概要

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会 (IASB) が 2013 年 11 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品 - ヘッジ会計及び IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正」（以下「本基準」という。）の概要を報告することが本資料の目的である。

本基準に含まれる内容

2. 本基準には、一般ヘッジ会計で検討された項目の他、次の内容が反映されている。
 - (a) 分類及び測定フェーズで検討された項目の一部
 - (i) 公正価値オプションを金融負債に適用する場合の信用リスク部分の OCI 処理を個別に適用可能とする取扱い
 - (ii) IFRS 第 9 号の強制発効日（2015 年 1 月 1 日）の撤廃
 - (b) 2013 年 6 月に公表されたデリバティブの更改に関する IAS 第 39 号の修正
3. 一般ヘッジ会計について、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」から変更が行われた主な項目は、次のとおりである。

	内 容
主要な変更点	<ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ手段に、FVPL の非デリバティブが追加される。 • ヘッジ対象に、デリバティブと非デリバティブの組合せが含まれる。 • 非金融商品について、一定の要件の下、一部のリスク要素についてのヘッジが認められる。 • ヘッジ対象のうちの一部の金額を指定する方法として、階層指定を予定取引以外にも認める。 • ヘッジ有効性テストは、80～125%のブライトラインを廃止し、

	<p>経済的な相殺の達成に焦点を当てたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">• ヘッジ有効性評価は将来に向かって行われる。• ヘッジ有効性にバランス再調整の取扱いが導入される。• ヘッジ関係の任意の中止はできない。• グループとして一緒に管理されている場合、一定の要件の下、現行よりも幅広くグループでのヘッジが認められる。• オプションの時間的価値は一旦 OCI とされ、取引関連か期間関連かに分けて取り扱う。• 非金融商品に関する自己使用の契約について、公正価値オプションが認められる。• クレジット・デリバティブを使用した信用リスク管理について、公正価値オプションが認められる（当初認識後の指定も可）。
--	---

経過措置

4. 本基準の取扱いに代えて、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することも選択できるとされている（7.2.16 項）。

以 上